

物 件 明 細

物件番号	所在地 (住居表示)	貝塚市二色南町6番8の一部 (貝塚市二色南町6番2号付近)	地目	宅地	交通 機関	南海本線 貝塚駅 北西方 約 3,000m	最 低 使用料 (年額)	5,434,800円/ 年		
1										
土地の概要					特 記 事 項					
面積	使用許可対象面積		3,356.80 m ²		<p>1 使用用途は平面駐車場等を想定していますが、簡易な工作物等の設置は認めることとしますので、大阪府南部流域下水道事務所と協議してください。 (お問い合わせ先)大阪府南部流域下水道事務所 電話072-438-7406(代)</p> <p>2 現地におけるフェンス等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、南部流域下水道事務所と協議してください。 対象地への車両等の出入りについては、大阪府貝塚警察署と協議してください。 なお、撤去、形状変更及び整備に要する費用は全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府南部流域下水道事務所 電話 072-438-7406(代) 大阪府貝塚警察署 電話 072-431-1234(代)</p> <p>3 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、南部流域下水道事務所と協議してください。 (お問い合わせ先) 大阪府南部流域下水道事務所 電話 072-438-7406(代)</p> <p>4 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。</p> <p>5 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。</p> <p>6 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様にできるかぎり良好な管理を行ってください。</p> <p>7 出入り時以外は門を施錠し使用することをお願いします。</p> <p>8 対象地付近の電柱及び電線等の移設又は撤去はできません。</p>					
接面道路 の状況	南側：市道・幅員約 16.0m・舗装有・高低差 無									
法令に 基づく 制限	埋立地(阪南6区)									
	都 市 計画法	用途地域	工業地域							
		地域地区	—							
		建ぺい率	60%	容積率						200%
その他の 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道法 ・都市計画法 									
その他条件										
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号						
		対象地周辺	対象地内							
	公営 水道	本管	引込管	貝塚市上下水道部水道サービス課給水担当 072-433-7151(直)						
		有	無							
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電コンタクトセンター 0800-777-3081						
		有	無							
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス株式会社導管情報センター 06-6202-2141							
	有	無								
公共 下水道	本管	引込管	貝塚市上下水道部下水道推進課施設担当 072-433-7181(直)							
	有	無								

特記事項

- 9 電気の引込みについては、南部流域下水道事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て占用者において行ってください。その際、使用許可対象の土地までの間についての新たな使用許可が発生します。

(お問い合わせ先)

大阪府南部流域下水道事務所 総務課 電話 072-438-7406(代)

関西電力送配電コンタクトセンター 電話 0800-777-3081

- 10 隣接する府有地(貝塚市二色南町6番1外5筆の一部)において大阪府が発注する工事(樹木伐採・造成等)を実施予定です。

工事車両等の出入り口として、工事作業日の開始時及び終了時において、当該地の一部((4)維持管理導線図参照)を通行使用しますのであらかじめご了承ください。

- 11 対象地は、過去の公募により落札された現使用者がいます。現使用期間は令和7年3月19日までとなっておりますので、本公募による使用開始日は令和7年3月20日以降となります。

使用期間は、許可日から5年を限度とし、毎年度更新手続きを行います。

ただし、大阪府南部流域下水道事務所の事業進捗状況等により、年度更新を行わないことがあります。その場合、使用許可期間終了の6ヶ月前までに書面によりその旨を通知いたします。

※対象地及び隣接する府有地(貝塚市二色南町6番1外5筆の一部)を含めた全体区画での公募(事業用定期借地権)を別途実施予定です(令和7年8月予定)。

令和7年度以降の使用許可については、全体区画の公募により借受者が決定した場合は、借受者への引き渡し日の前日を限度とします。

また、現地に設置されている現使用者所有物施設については、大阪府の所有物ではないため、原則、現使用期間満了後に撤去されます。

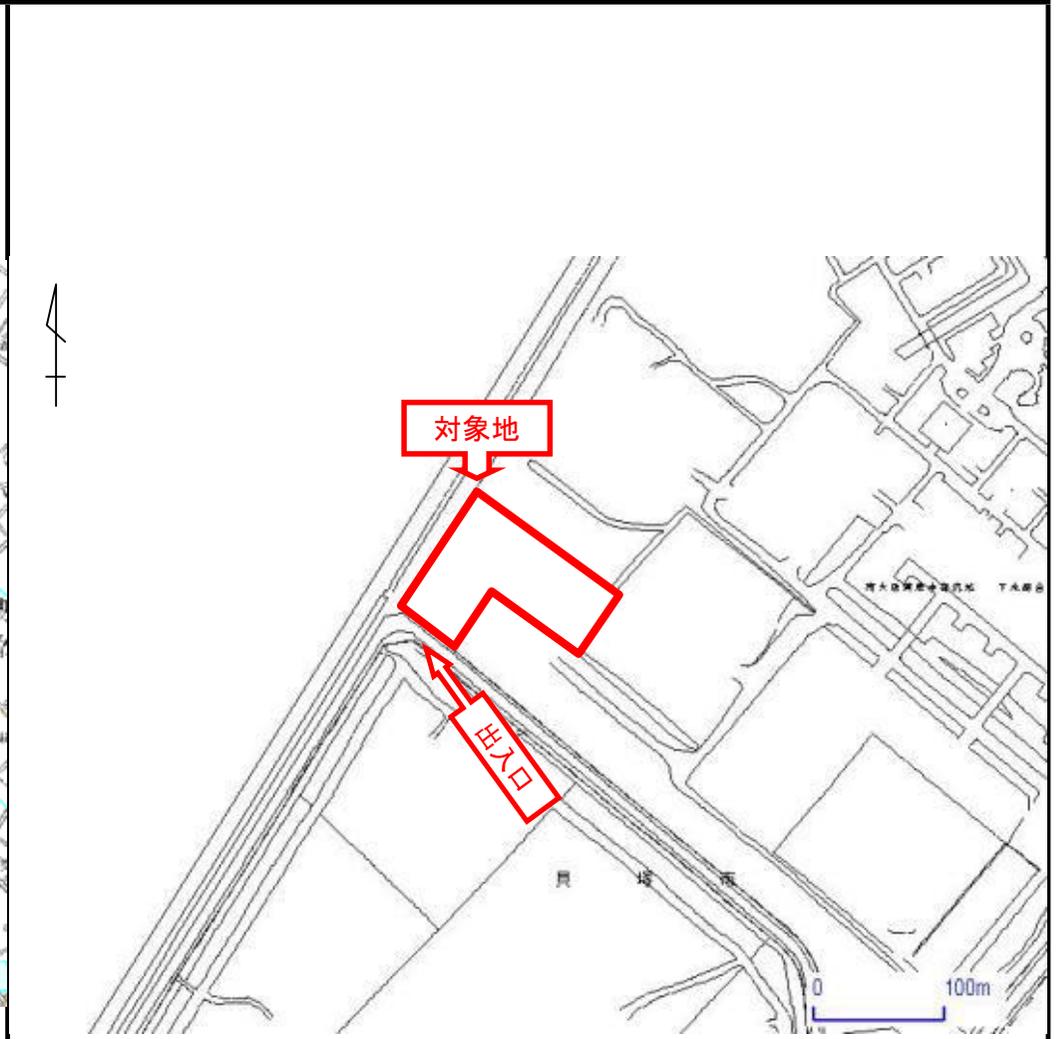
ただし、現使用者所有施設を継続して使用される場合は、使用開始日までにあらかじめ現使用者と譲渡等の協議を行ってください。

なお、大阪府は現使用者と本公募により決定された使用者との譲渡契約等には一切関与しません。

(1)位置図 (物件番号:第1号)

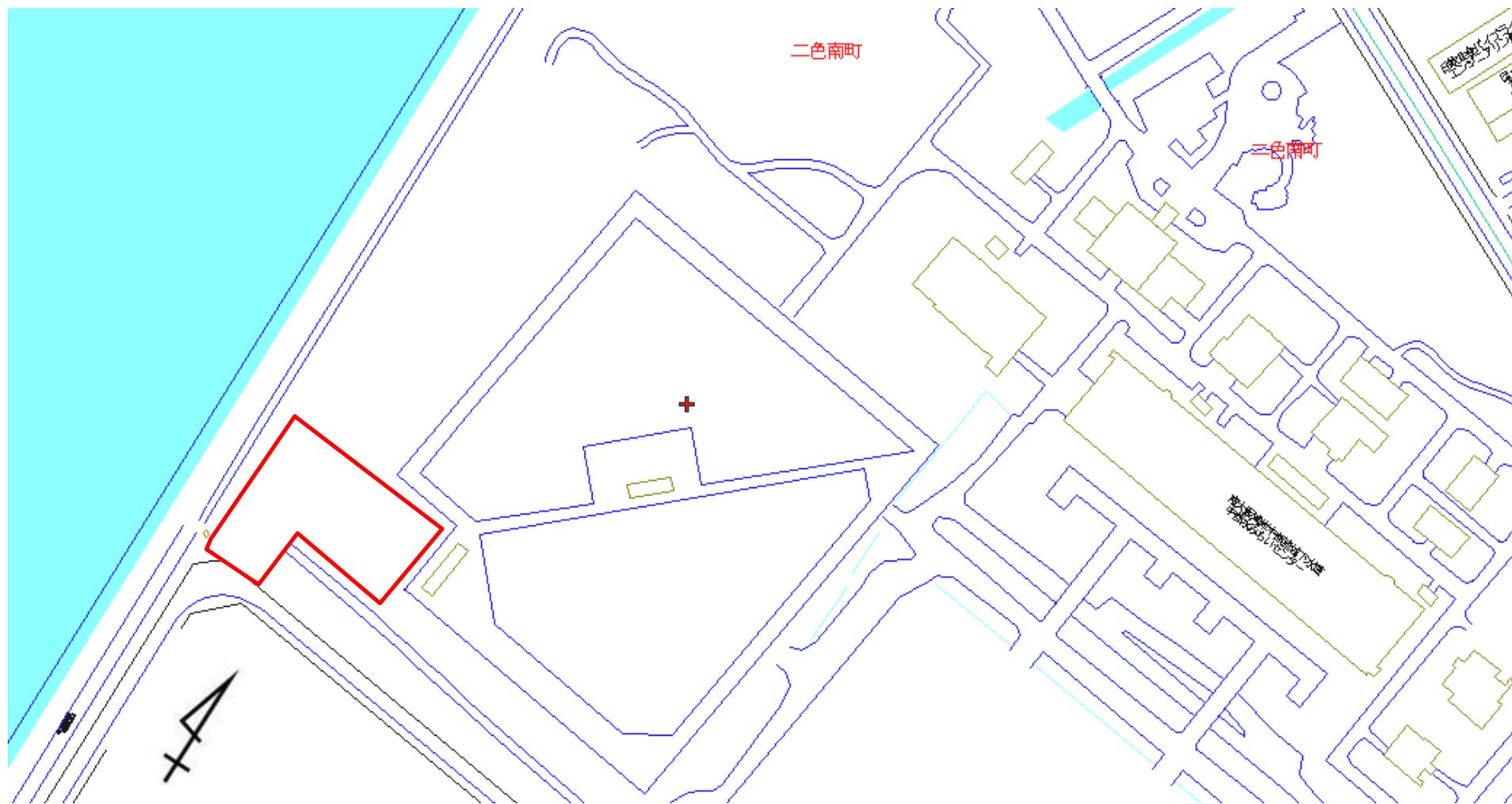


出典:地理院タイル



出典:地理院タイル

(2) 平面図 (物件番号: 第1号)



図面名	貸付平面図
作成年月日	令和元年10月1日
縮尺	
事業者名	大阪府

(3) 丈量図 (物件番号: 第1号)

